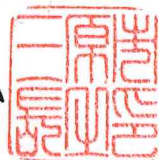


## 公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月16日

三原市長 岡田 吉弘



| 送達すべき書類名                      | 年 度   | 期 別 | 氏 名         |
|-------------------------------|-------|-----|-------------|
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 井原 房江       |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 今中 嘉太郎・外3名  |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 金原 平太郎・外26名 |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 河本 庄平・外26名  |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 田井野 巴       |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 竹本 瀧次郎・外26名 |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 二井谷 辰己      |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 吉井 政仁       |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 若年 一        |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 山名 政素・外58名  |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 井原 日出夫・外11名 |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 井原 日出夫・外16名 |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 石井 静雄       |
| 地方税法第371条及び<br>同法第702条の8に係る書類 | 令和8年度 | 第1期 | 有限会社 ヴァールール |

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。